

豊橋産農産物活用推進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋産農産物活用推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、豊橋産農畜水産物（以下「豊橋産農産物」という。）を活用した商品を開発し、並びに豊橋産農産物の地産地消を促進するイベント等を開催し、及び地産地消を促進する仕組みを開発する事業者等に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することにより、豊橋産農産物等の活用を推進することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 豊橋産農産物を活用した新商品の開発を行い、豊橋市内を中心に販売しようとする者
- （2） 豊橋市内で豊橋産農産物の地産地消を促進する新たなイベント等を実施しようとする者
- （3） 豊橋産農産物の地産地消を促進するための新たな仕組みを開発しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象者としない。

- （1） 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉾産税をいう。）を滞納している者
- （2） 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- （3） 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （4） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- （5） 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- （6） 過去に本補助金の事前申し込み又は補助金の交付の申請を行っているもの
（ただし、すでに行っている事前申し込み又は交付の申請を取り下げた場合は、この限りではない。）
- （7） 同一事業において、別に補助金の交付を受ける者。
- （8） その他市長が適当でないと認めた者

（補助金の額等）

第4条 補助金は、予算に定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（事前の申込み等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を開始する14日前（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）による市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。）までに、豊橋産農産物活用推進補助金事前申込書（様式第1）（以下「事前申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施計画書（様式第2）
- （2） 収支計画書（様式第3）

(3) 新商品の製造等に関し機械器具等を購入する場合にあっては、当該機械器具等の仕様書及び見積書

(4) 豊橋市内で豊橋産農産物の地産地消を促進するイベント等を実施する場合にあっては、開催場所の位置図及びイベント等の計画書（実施日時、販売する農産物等及び生産者名、実施内容、対象者、収支予算等が記載されたものに限る。）

(5) 新商品の開発を行う場合にあっては、当該新商品の開発計画及び販売計画

(6) その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事前申込完了通知書（様式第4）により、通知するものとする。

3 市長は、事前申込書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは、事前申込みの受付を停止することができる。

4 補助金の交付を受けようとする者は、第2項の規定による事前申込完了通知書の送付を受ける前に、補助対象事業に着手してはならない。

（計画変更等）

第6条 前条第2項の規定による事前申込完了通知書の送付を受けた者（以下「申込者」という。）は、事前申込完了通知書を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事前申込変更申請書（様式第5）及び変更収支計画書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付予定額の増減があるとき

(2) 補助対象事業の中止等による取下げをするとき

2 市長は、事前申込変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事前申込変更完了通知書（様式第7）により申込者に通知するものとする。

（交付申請等）

第7条 申込者は、補助対象事業を完了したときは、豊橋産農産物活用推進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8-1）（以下「交付申請書」という。）に次の書類を添付して、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第8-2）

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

(3) 補助対象経費等確認書（様式第9）

(4) 商品開発に係る申請をした者は、開発した商品の写真及び販売場所を記載した書類

(5) 収支決算書（様式第10）

(6) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による申請の期限は、別表第2に掲げる事業完了日の翌日から起算して2か月以内で、かつ、事前申込申請書を提出した日の属する年度の2月末日までとする。ただし、天災その他やむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請の期限までに第1項の規定による申請をしなかった申込者に係る事前申込みは、失効するものとする。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第11）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し通知するものとする。

2 前項の規定による審査などの結果補助金の交付が不適当と認められる場合は、補助金の不交付を決定し、補助金等不交付決定通知書（様式第12）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに豊橋産農産物活用推進補助金請求書（様式第13）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（販売等の期間）

第10条 別表第1に掲げる補助対象事業のうち、新商品開発事業で開発した新商品については、別表第3の区分の欄の区分に応じ、同表中販売期間の欄に定める期間、豊橋市内で販売しなければならない。ただし、販売の拡大並びにデザイン及び企画の変更等を妨げるものではない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間（以下これらを「処分制限期間」という。）とする。

2 規則第18条第2号に規定する市長の認める財産は、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第18条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

4 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）は処分制限期間を経過しない間においては、当該財産に係る書類を整備保管しておかなければならない。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（3） 補助金を他の用途に使用したとき。

（4） 補助金の交付の条件その他法令に違反したとき。

（5） 前条第2項に規定する財産について、償却資産（固定資産税）の申告を適正に行わなかったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第11条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、規則第16条の規定により、加算金を市に納付しなければならない。

(現地調査)

第15条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し取得した財産に関する報告、又は現地調査を求めることができる。この場合において、補助事業者は、市長の求めを拒むことはできない。

(協力要請)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関する市場調査等の協力を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)	補助額 (当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)
新商品開発事業	豊橋産農産物を活用した新商品開発に係る経費のうち以下のもの ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 委託料 ・ 賃借料 ・ 広告宣伝費 ・ 備品購入費	補助対象経費の2分の1 ただし、上限300,000円とする
豊橋産農産物市内販売推進事業	豊橋市内での新たに実施する豊橋産農産物販売促進に係る事業やマルシェ等に係る経費のうち以下のもの ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 委託料 ・ 賃借料 ・ 広告宣伝費 ・ 備品購入費	
豊橋産農産物地産地消促進事業	豊橋産農産物を市内で入手しやすくする仕組みの開発に係る経費のうち以下のもの ・ 人件費（ただし、システム開発に係る以外のものを除く。） ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 委託料 ・ 賃借料	

別表第 2（第 8 条関係）事業完了日

補助対象事業	事業完了日
新商品開発事業	完成した新商品を市内で販売開始した日とする
豊橋産農産物市内販売推進事業	継続する事業の場合は、2 月末日とする ただし、イベント開催の場合はイベント最終日とする
豊橋産農産物地産地消促進事業	アプリ等のシステム開発の場合はシステム稼働日 それ以外は、地産地消の仕組みづくりが実装した日

別表第 3（第11条関係）販売期間

区分	販売期間
通年出荷の農産物利用の場合	販売開始から 1 年以上
シーズン出荷の農産物利用の場合	販売開始の年から 2 年以上